

第2章

意匠における取組

製品の同質化（コモディティ化）が急速に進む今日、機能や品質のみで、他者製品を凌駕するだけの差別化が困難な時代を迎えている。事実、我が国製品は、機能等で優れた製品を上市しても、直ちに新興国企業がこれに追随し、販売価格の下落を招き、競争優位を確保しがたい状況に直面している。

一方、米アップル社や英ダイソン社をはじめとする欧米企業は、明確な企業理念に裏打ちされた自社独自の強みや技術、イメージをブランド・アイデンティティとしてデザインによって表現し、製品の価値を高め、世界的な市場拡大に結び付けている。こうした例は、欧米のプレミアムカーや服飾品のデザイン戦略にも長く見られるものである。近年は中国や韓国等のアジア企業も、こうした欧米企業にならってデザイン開発に注力しており、デザイン力を加速度的に向上させている。我が国においても、デザインによって製品やサービスの価値を高め、ブランド構築に尽力する企業が出現しはじめている。デザインは、以前から競争要因のひとつではあったが、近年はその重要性が更に増してきているといえる。

しかしながら、優れたデザインは利益を生み出す反面、それに便乗するような模倣品が発生する可能性も高い。デザイン戦略により高付加価値化した製品の利益を正当に確保するためには、意匠権による保護が必要不可欠であり、意匠権による効果的な保護を可能とするためには、ユーザーにとっていかに使いやすい意匠制度とするかが重要となる。

また、我が国企業活動の更なるグローバル化に伴い、海外、特にアジアの新興国等の競争環境の激しい地域では模倣問題が多発しており、その対策として意匠権が有効であるとの評価と期待が示されている。我が国企業が、国内外の市場において外国企業と競争していくためには、簡便で低廉な意匠の国際登録制度の活用や、我が国意匠制度ユーザーの利便性向上を前提とした意匠制度の国際調和等が不可欠となっている。

本章では、このような状況に対応するため、特許庁が実施してきた主な取組について紹介する。

1 産業競争力とデザインを考える研究会における検討

上記の状況を受けて、特許庁は、デザインによる我が国企業の競争力強化に向けた課題の整理とその対応策の検討を行うため、2017年7月に、著名デザイナー、デザイン担当役員、知的財産担当、経営コンサルタント、学者からなる「産業競争力とデザインを考える研究会」（座長：鷺田祐一―橋大学大学院商学研究科教授）を立ち上げて、全11回にわたる議論を行い、2018年5月に『「デザイン経営」宣

言』を本研究会の報告書として取りまとめた。

本報告書では、デザインを企業価値向上のための重要な経営資源として活用する「デザイン経営」の手法及び効果、並びに、意匠法改正を含む、「デザイン経営」を推進するための政策提言について整理した。報告書には、意匠制度の課題や今後の検討の必要性を記した『産業競争力の強化に資する今後の意匠制

度の在り方』を別紙として添付するとともに、国内外企業における「デザイン経営」の具体的な取組を記した『「デザイン経営」の先行事例』を別冊として取りまとめた¹。



今後は研究会で得られた成果を踏まえ、産業構造審議会等の場で、有識者や産業界等と更に意見交換を進め、政策の具体化に向けた検討を進めていく予定である。



産業競争力とデザインを考える研究会の様子

2

創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援

(1) 意匠の国際登録制度に関する取組

我が国ユーザーに対して、ハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録制度（以下、「ハーグ制度」）の利用に関する普及啓発を図るため、2014年度から2017年度の4か年にかけて、全国主要都市での制度説明会を累次開催した。2018年1月から3月にかけて開催した制度説明会では、我が国における国際出願の審査実績等に基づいて、拒絶の通報への対応に関する情報提供等を行った。

(2) 意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しの検討

我が国においては、企業の事業活動の一層のグローバル化に加え、2015年5月のハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく国際出願についての運用開始等、国際協調を意識した意匠制度の運用の見直しの必要性が高まるとともに、知的財産推進計画2016において、「我

が国ユーザーによる意匠制度の利用促進を図るため、利便性を向上させるべく、手続の簡素化等に向けた検討を行う」とされたことを受け、企業のデザイン活動の実態に則しつつ、国際協調を意識した意匠登録出願手続の利便性向上を目的とする意匠制度の運用見直しの方向性について検討を行った。

2018年2月、産業界代表を含む有識者委員の参画を得て開催した、産業構造審議会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループにおいて、(1) 底面図の記載の不足する出願の願書及び図面の記載の取扱い、及び(2) 意匠登録を受けようとする部分を特定する方法に関する願書の取扱いについての改訂意匠審査基準案が取りまとめられた。

この改訂意匠審査基準案は、その後のパブリックコメントを経て内容と実施が確定し、2018年5月1日以降の審査において適用されている²。

1 報告書等については下記ウェブサイトにて入手できる。
<http://www.meti.go.jp/press/2018/05/20180523002/20180523002.html>

2 意匠審査基準： https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/isyoushinsa_kijun.htm



3

意匠審査の品質向上に向けた取組

(1) 品質管理に関する取組

意匠課及び意匠審査部門では、意匠審査の質の維持・向上を図るため、意匠審査部門の管理職による全件に対する審査内容のチェック（決裁）、意匠審査基準の改訂や検索システムの充実等の取組を行ってきた。審査資料の増大が見込まれる中、安定した審査結果を提供していくため、庁内組織である意匠審査品質管理委員会を設置し、品質管理に関する各種施策の実施及び改善に取り組んでいる。

① 品質保証

案件の処理方針等の判断を均一にし、意匠審査の質の保証を図るため、審査官と決裁者間の協議を実施し、必要に応じて審査官へ情報を共有している。

また、審査官が行った審査の内容（審査の判断や通知文書の記載等）について、意匠審査部門の管理職が全件に対しチェック（決裁）を行っている。

② 品質検証

a. 品質監査

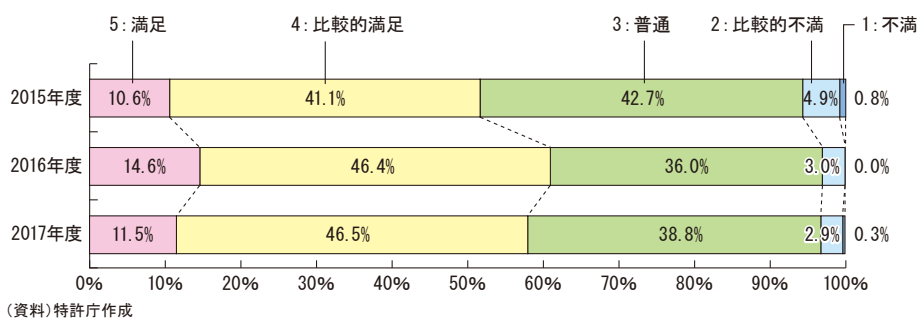
決裁が終了した案件からサンプルを抽出

し、法令、審査基準等の指針にのっとり統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているか、といった観点から品質監査を行っている。また、品質監査の結果を分析及び評価することで、意匠審査の質の現状把握と課題抽出を行い、関係部署に情報共有するとともに、課題解決に向けて関係部署と連携した対応を行っている。

b. 意匠審査の質に関するユーザー評価調査の実施

意匠審査の質全般及び特定の出願における審査の質について、ユーザーからの指摘を通じて改善すべき点を明らかにし、審査の質の維持・向上のための施策に反映するべくアンケート形式でユーザーからの評価、意見等を収集し、分析を行っている。2017年度は国内企業等352者を対象に実施し、意匠審査に関する全体としての質の評価において、「満足」及び「比較的満足」と回答した割合は58%であった。なお、調査対象者からより一層自由・率直な評価・意見を得るために、前年度に引き続き、無記名での回答を可能にしている。

2-2-1図 ユーザー評価調査結果



(2) 審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施状況・実施体制等について外部から客観的な評価を受け、それを審査の品質改善に反映することを目的として、2014年8月に産業構造審議会知的財産分科会の下に審査品質管理小委員会を

設置した。2017年度は、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、本委員会において作成された評価項目及び評価基準に基づき評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた¹。



1 http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/hinshitsukanri_menu.htm

4 デザイン・意匠制度の活用の促進

(1) 意匠制度の活用の促進:「事例から学ぶ
意匠制度活用ガイド」の発行

特許庁は、意匠制度の活用方法を具体的な事例を基に紹介した冊子「事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド」を作成し、2017年7月に発行した。

本ガイドでは「意匠権に期待される効果」を切り口に事例を紹介している。意匠権に期待される代表的な効果としては、他社に模倣されないようにする効果や模倣品を排除する効果が挙げられる。他方、実際には、大企業、中小企業、デザイナー、大学・研究機関など様々な立場の意匠制度ユーザーが自身のビジネスなどの目的に応じ、意匠権の多様な効果に期待して意匠制度の活用を試みている。

例えば、意匠権に期待される効果を対象者・対象機関別に見ると、「ビジネスを守る効果」、「ビジネスを発展させる効果」、「組織を発展させる効果」に大きく分けることができる。

このうち、「ビジネスを守る効果」には、登録意匠の公開、登録された事実の積極的な周知による他者へのけん制（対：ライバル企業等）、意匠権に基づく警告、税関での意匠権侵

害物品の輸入差止め、裁判所での紛争処理による模倣品・類似品の排除（対：模倣品メーカー等）、日本で意匠権を取得した事実のアピールによる外国での審査・紛争時の優位性獲得（対：外国の特許庁・裁判所等）などが含まれる。

また、「ビジネスを発展させる効果」には、デザインのオリジナリティの証明やデザイン力のアピールによる信頼性の向上（対：取引先企業、顧客等）、他者へのライセンス、投資家・金融機関等へのアピールによるビジネス機会の拡大（対：取引先企業、投資家、金融機関等）などが含まれる。

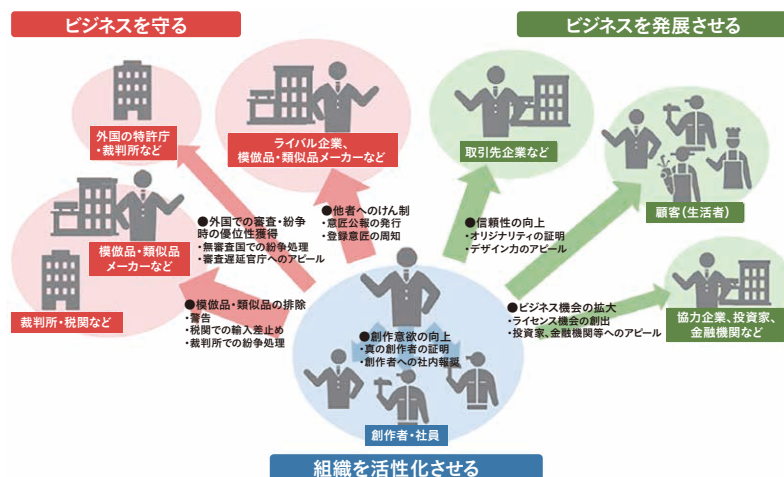
そして、「組織を発展させる効果」には、デザインの創作者名の意匠公報への掲載や創作者への社内報奨による創作意欲の向上（対：創作者、社員等）などが含まれる。

本ガイドは、冊子版の配布を行っている。詳細はウェブサイト¹を確認されたい。

¹ http://www.jpo.go.jp/seido/s_ishou/2907_jirei_katsuyou.htm



2-2-2図 意匠権に期待される効果の例



5 意匠関連情報の整備・提供

特許庁は、意匠制度ユーザーの利便性向上のため、意匠審査基準等の整備、意匠審査における判断内容の明確化、意匠審査スケジュールの公表、意匠公知資料の公開といった、意匠審査に関連する情報提供の拡充に努めている。

(1)意匠関連情報の整備

2017年3月の意匠審査基準の改訂に伴い、意匠登録出願時の願書及び図面の記載方法について解説した「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」の関連箇所を改訂し、事例の追加・整理により、更に内容を充実させ、特許庁のウェブサイト¹にて公表した。

改訂意匠審査基準のうち、意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用に関して、適用を受ける際の手続全般にわたってよく寄せられる質問とその回答をとりまとめた「意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集」を作成し、特許庁のウェブサイト²にて公表した。

また、2016年3月の「画像を含む意匠」の意匠審査基準改訂後に登録された「付加機能付き電子計算機」に係る事例に関して、画像意匠登録事例集を作成し、2018年3月特許

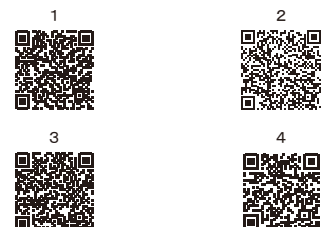
庁のウェブサイト³に掲載した。

さらに、部分意匠の出願のうち、本意匠と関連意匠として登録されたものの中から、意匠審査における類否判断について参考となる事例をまとめた「部分意匠の関連意匠登録事例集」について、事例を追加し、特許庁のウェブサイト⁴に掲載した。

(2)意匠審査における判断内容の明確化

特許庁は、意匠制度ユーザーからの審査判断内容の明確化の要望に応えるべく、2004年10月から、一部の拒絶理由通知書（意匠法第9条第1項（先願）に該当する場合）については、出願意匠と引用意匠との類否判断の理由を簡潔に記載する運用をとっている。また、意匠法第3条第1項第3号（新規性）に該当する場合についても、拒絶理由通知書への判断理由の付記を行っている。また、加えて、他

1 http://www.jpo.go.jp/shiryou/ki jun/ki jun2/h23_zumen_guideline.htm
 2 <http://www.jpo.go.jp/shiryou/ki jun/ki jun2/pdf/ishou-reigai-tetsudoku/i/ishou-reigai-qa.pdf>
 3 http://www.jpo.go.jp/shiryou/ki jun/ki jun2/gazoutourouku_jirei.htm
 4 http://www.jpo.go.jp/shiryou/ki jun/ki jun2/bubun_isyou.htm



の出願意匠との対比判断を伴う拒絶理由通知(意匠法第9条第2項、第10条第1項)についても、出願意匠の特徴点と引用意匠又は他の出願意匠との共通点及び差異点並びに判断理由を分かりやすく記載するよう運用の対象を拡大し、審査判断の明確化に努めている。

他方、登録された意匠については、審査判断や意匠権の効力範囲の明確化に資するべく、審査官が新規性や創作非容易性等を判断する上で参考とした資料を「参考文献」として従来から意匠公報へ掲載している。この参考文献情報を意匠公報の発行前に出願人へ伝えることが、戦略的な意匠権活用を検討する上での一助となり得ることから、登録査定に参考文献情報を記載した通知書を添付することで、意匠公報に掲載する参考文献情報を事前に通知する運用を行っている。さらに、

2016年4月11日から、審査において先行意匠調査(サーチ)を行った日本意匠分類の情報を記載した通知書を、登録査定に添付する運用を開始している。

(3)意匠審査スケジュールの公表

意匠制度ユーザーが意匠登録出願の際の参考となるよう、特許庁ウェブサイトにおいて「意匠審査スケジュール¹⁾」を公表している。意匠審査スケジュールは、所定の出願年月に出願された意匠登録出願の審査予定時期を意匠分類ごとに示したもので、四半期ごとに審査終了情報の追加等の更新を行っている。この意匠審査スケジュールを参照することによって、出願人は自らの意匠登録出願の審査結果がどの時期に届くか知ることができ、効果的なタイミングでの権利化が可能となる。

2-2-3図 特許庁ウェブサイトに掲載されている意匠審査スケジュールの例

Table with columns: 意匠分類 (意匠分類, Dターム記号, 主な物品) and 審査時期(月・週) (HO, 上半期, 下半期). Rows include categories like A0, B1, B2, B3 with various sub-categories and their corresponding review schedules.

(4)意匠公知資料の公開

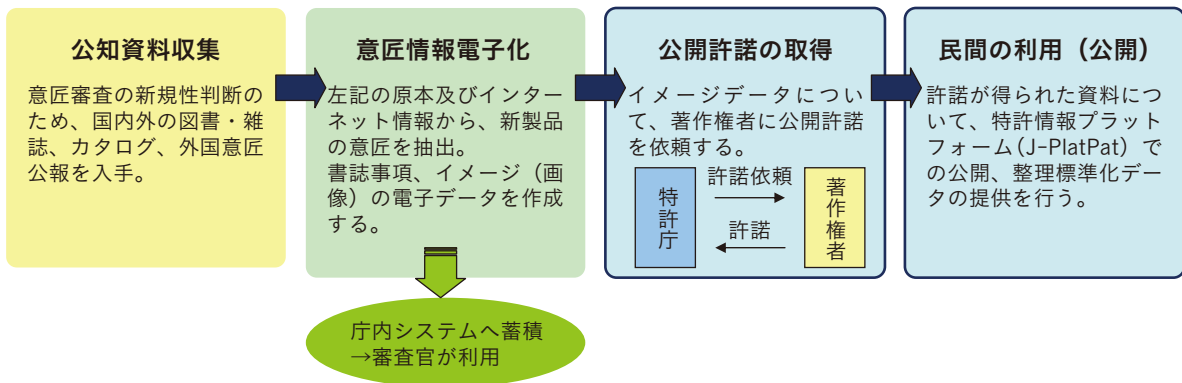
特許庁では、意匠審査における新規性及び創作性の判断のために、国内外の図書、雑誌、カタログ、インターネット等から新規な製品の意匠を抽出して、書誌的事項と製品の写真や図表等を電子化したものを意匠公知資料として整備し、主要な審査用資料としている。これらの意匠公知資料を一般公開することにより、企業等における先行意匠調査や意匠権

調査のほか、新たなデザイン開発を行う際の参考資料として利用される等、我が国における、より一層独創的で付加価値の高いデザインの創作を促す効果が期待できる。そのため、特許庁が電子化した意匠公知資料を対象として著作物利用許諾を得る事業を2007年度から開始しており、利用許諾を得た意匠公知資料に関しては、J-PlatPat等を通じて広く一般公開している。

1 http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/isyou_schedule_j.pdf



2-2-4図 意匠公知資料の収集と公開の概要



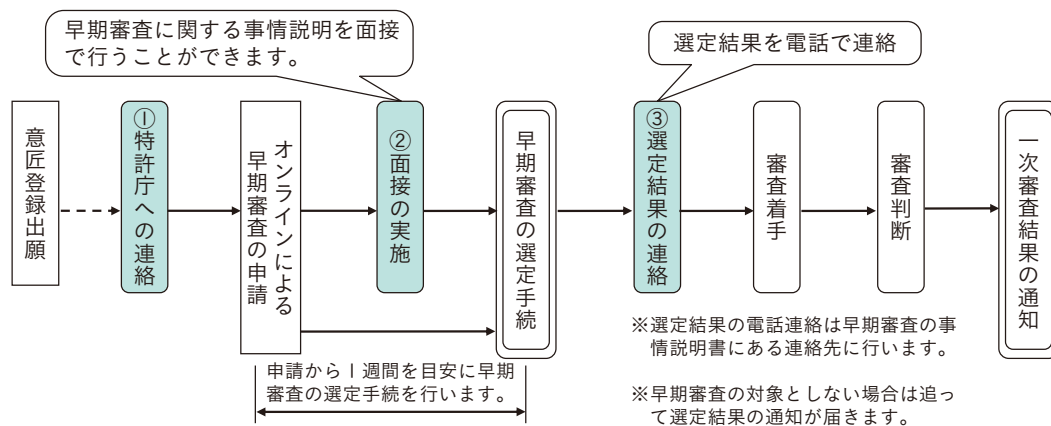
6 出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用

意匠登録出願に関する早期審査¹は、(i) 権利化について緊急性を要する実施関連の意匠登録出願や、(ii) 外国にも出願している意匠登録出願を対象としている。また、2011年8月からは、東日本大震災による被害を受けた企業等の意匠登録出願についても早期審査の対象としている。これらの出願については、早期審査の申請から3.5か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2017年は、早期審査の申請は211件であり、申請から一次審査通知までの期間は平均1.9か月

であった。

また、模倣品が発生した場合に意匠権による早期の対策を図ることができるよう、模倣品対策に対応した早期審査制度の運用を行っている。この運用では、出願手続に不備のない出願であれば、早期審査の申請から1か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2017年は、模倣品対策に対応した早期審査の申請は25件であり、申請から一次審査通知までの期間は平均0.7か月であった。

2-2-5図 「模倣品対策に対応した早期審査制度」の概要



模倣品が発生したことを要件とする早期審査は申請から1か月以内に一次審査結果の通知を行います。

1 申請手続等その他詳細については、以下ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/isyou_soukisinri.htm

